

橿原市農地利用最適化推進委員候補者募集要項

1. 募集の内容

(1) 募集人数（定数） 各区域 1 人

地区	地域	町名
第1地区	耳成北地区	十市町 太田市町 東竹田町 中町
第2地区	耳成南・多地区	常盤町 葛本町 木原町 山之坊町 石原田町 上品寺町 新賀町 新口町 西新堂町
第3地区	香久山東地区	南浦町 南山町 戒外町 膳夫町 東池尻町 出垣内町
第4地区	香久山西・鴨公・八木地区	下八釣町 木之本町 出合町 高殿町 別所町 法花寺町 醍醐町 縄手町 飛驒町 上飛驒町 八木町 北八木町 南八木町 内膳町 小房町
第5地区	畝傍中・東地区	石川町 栄和町 和田町 大軽町 五条野町 四分町 田中町 城殿町 菖蒲町 久米町 大久保町 畝傍町 見瀬町 御坊町
第6地区	畝傍西・真菅南地区	鳥屋町 吉田町 西池尻町 白檀町 南妙法寺町 四条町 山本町 大谷町 慈明寺町
第7地区	新沢南地区	一町 観音寺町 北越智町
第8地区	新沢北・金橋南地区	川西町 光陽町 古川町 東坊城町 雲梯町 新堂町
第9地区	金橋北・真菅中・今井地区	曲川町 忌部町 寺田町 五井町 曾我町 地黄町 北妙法寺町 今井町 小綱町 兵部町
第10地区	真菅北地区	中曾司町 豊田町 土橋町 大垣町 小槻町 飯高町

(2) 任期 令和7年12月1日から令和10年11月30日まで（3年間）

(3) 身分 橿原市の特別職の非常勤職員

(4) 報酬 橿原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第9号）に基づく報酬額

2. 主な業務内容

- (1) 農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など）、農地の利用状況調査
- (2) 農地の権利移動や転用に係る許可等に関連する現地調査
- (3) 農業委員と連携した現場活動

※ 上記の活動は、毎月、活動記録簿に記入し提出していただきます。

3. 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、かつ、委嘱予定日において、次の各号のいずれにも該当する者

- (1) 橿原市に住所を有する者（特別な事情があると認める場合はその限りではありません）
- (2) 橿原市の常勤の職員でない者

ただし、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者を除きます。

4. 推薦及び応募の方法

所定の様式に必要な事項を記入のうえ、メール、郵送または持参により農業委員会事務局へご提出ください。なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんので御了承ください。

(1) 推薦及び応募様式

(様式は農業委員会窓口に着るほか、橿原市ホームページからダウンロードすることもできます。)

農業者等3名以上による推薦	(様式第1号)
農業者が組織する団体等による推薦	橿原市農業委員会農地利用最適化推進委員推薦書
農業者が自ら応募	(様式第2号) 橿原市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者応募申込書

(2) 受付期間

令和7年5月9日（金曜日）から令和7年6月5日（木曜日）まで【必着】

- ・持参される場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。
- ・メールで受付した場合は、受付確認メールを送信いたします。届かない場合はお電話等でお問い合わせください。

※農業委員にも応募はできますが、両委員を兼ねることはできません。

※推薦を受けた者及び募集に応募した者に関する情報を整理し、受付期間の中間及び期間終了後に橿原市ホームページで公表します。推薦書・応募申込書の記載内容のうち、住所以外の情報については公表対象となります。

5. 選考方法・結果の通知

橿原市農業委員会において、所定の手続を経て選考します。なお、選考結果は、令和7年10月上旬頃に応募者・被推薦者全員に通知します。

6. 提出先・問い合わせ先

〒634-0002

橿原市東竹田町1-1（リサイクル館かしはら1階）

橿原市農業委員会事務局

電話番号 0744-21-1214

e-mail nogyojimu@city.kashihara.nara.jp